

山県まちづくり振興券活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山県まちづくり振興券交付事業実施要綱（平成24年山県市告示第24号。以下「要綱」という。）第2条第15号に定める、市長が特に認めた団体が行う事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 山県まちづくり振興券活用事業（以下「活用事業」という。）は、市が発行する山県まちづくり振興券（以下「振興券」という。）を活用して、地域の活性化及び市の商工業の振興に資することを目的として行う事業を実施する、市長が特に認めた団体に対して予算の範囲内で市が振興券を販売する事業をいう。

(対象団体)

第3条 振興券の販売対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内において活動拠点をもち活動していること。
- (2) 団体の設置を定款、会則その他これに準ずるもので定めていること。
- (3) 年間の活動計画等を有し、団体の収支が明確であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象団体としない。

- (1) 法令、例規等に違反する活動をしている団体
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体
- (3) 宗教的活動又は政治的活動を主な活動としている団体
- (4) 未成年者のみで構成された団体
- (5) 山県市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲第13号）第3条各号に掲げる排除措置の対象となる団体

(対象事業)

第4条 振興券の販売の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各

号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象団体の年間の活動計画等において実施される事業
 - (2) 自主的かつ公益的な事業
 - (3) 単年度で完了する事業
- (事業の認定申請)

第5条 要綱第2条第15号の認定を受けようとする団体は、(以下「申請団体」という。)は、山県まちづくり振興券活用事業認定申請書(様式第1号。以下認定申請書)という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 定款又は関係規定の写し
 - (4) 団体の年間活動計画等及び予算書
 - (5) 暴力団の排除措置に関する誓約書(様式第2号)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (事業の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに活用事業の趣旨に適合しているかを審査し、事業の認定を行うものとする。

2 前項の規定による結果については、山県まちづくり振興券活用事業(認定・却下)通知書(様式第3号)で申請団体に通知するものとし、事業を認定するときは、山県まちづくり振興券活用事業認定通知書(以下「認定通知書」という。)を、事業を認定しないときは、山県まちづくり振興券活用事業却下通知書(以下「却下通知書」という。)を申請団体に交付するものとする。

(対象経費)

第7条 振興券の販売額の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、前条第1項の規定により、認定を受けた事業(以下「認定事業」という。)で必要とする振興券の額面に相当する額とする。

(販売の方法)

第8条 振興券の販売は、要綱第4条第1項の規定による振興券の額面に相当する額の交付をもって充てるものとする。

(振興券の購入申込)

第9条 申請団体は、振興券を購入しようとするときは、山県まちづくり振興券購入申込書(様式第4号。以下「申込書」という。)に、認定事業で使用する振興券の枚数、振興券の購入金額を記入し、第6条第2項に規定する認定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(販売額の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに対象経費と申込書に記載されている振興券の購入枚数及び振興券の購入金額を審査し、適当と認めるときは振興券の販売額を決定し、山縣市会計規則(平成15年山縣市規則第37号)第6条第1項に規定する納入通知書(以下「納入通知書」という。)を申請団体に発行しなければならない。

(代金の納入)

第11条 申請団体は、前条の規定による納入通知書により、振興券の購入代金を納入しなければならない。

(振興券の交付)

第12条 市長は、前条の規定により振興券の販売代金が収納された後に振興券を交付する。

(振興券販売台帳)

第13条 市長は、山県まちづくり振興券販売台帳(様式第5号)を備え、振興券の購入申請者及びその販売状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。